

9月10日は
「下水道の日」です

「下水道の日」は、昭和36年から普及率向上のため「全国下水道促進デー」として始まりまし

平成13年に、より親しみのある名称をと、「下水道の日」に変更されました。

日頃から下水道の適正な維持管理を心掛け、生活環境の保全に努めましょう。

接続工事は
「大山町指定工事店」で

各家庭での下水道への接続工事は、必ず大山町が指定した「大山町排水設備指定工事店」へお申込みください。

大山町の指定工事店以外で工事をされますと、無効工事となり、工事のやり直しをしていただく場合があります。

「大山町排水設備指定工事店」の名簿は、大山町のホームページに掲載しています。また、水道課や各支所総合窓口室にも用意していますので、ご利用ください。

10月1日は
「浄化槽の日」です

「浄化槽の日」は、昭和60年10月1日に「浄化槽法」が全面施行されたのを記念して設けられました。

家庭から出る生活雑排水は、河川の水質汚濁の原因となります。「合併処理浄化槽」は便所汚水と台所汚水等の生活雑排水を併せて処理する機能を持っています。

便所汚水処理だけの単独浄化槽のご家庭や、これから浄化槽の設置を検討しておられるご家庭は、合併処理浄化槽の設置をお願いします。

適正な維持管理と
法定検査の受検

浄化槽は、きちんと管理されなければ、機能が低下しますので、浄化槽法によって定められた次の作業を行ってください。

【保守点検】

機械の点検・修理・消毒剤の補充をします。毎年3回から4回以上。(浄化槽の大きさによります)

【清掃】

浄化槽の中にたまった汚泥を抜きとります。毎年1回以上。

【記録の保存】

保守点検・清掃時に業者から渡される「保守点検記録票」、「清掃記録票」は、3年間保存してください。法定検査時に必要です。

【法定検査】

浄化槽を水質・外観・書類により検査します。

最初の検査は使い始めて3か月を経過した日から5か月以内に1回。その後は毎年1回です。

浄化槽設置への助成

公共下水道・農業集落排水事業の整備区域外に合併処理浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助します。

【放流水の水質基準】

浄化槽を設置した場合の放流水の水質基準は、BOD 10 mg/l 以下です。

【補助対象・補助金額】

補助対象地域内において、住宅・事務所・事業所等の建物に浄化槽を設置する場合は対象となり、補助金額の上限は次のとおりです。

下水道排水設備工事
責任技術者試験

鳥取県下水道協会は、排水設備工事の設計、施工等の技能を持った責任技術者の資格試験を次のとおり実施します。

【試験日】 12月9日 (土)

【試験会場】 倉吉未来中心セミナールーム3

【申込期間】

10月2日 (月) ~ 10月27日 (金)

【受験案内配布場所及び申込場所】

大山町役場水道課



汲み取り又は単独浄化槽からの転換の場合

5人槽	44万1千円
6~7人槽	55万2千円
8人槽以上	74万7千円

新築の場合

5人槽	32万3千円
6~7人槽	40万4千円
8人槽以上	54万8千円

◆問い合わせ先 水道課
☎ 0859-54-5204